

# 財政健全化法に基づく健全化判断比率等(速報値)について

令和3年9月30日  
京都府総務部自治振興課  
(税財政係 075-414-4454)

京都市を除く府内14市11町村における令和2年度決算に基づく健全化判断比率等(速報値)は以下のとおりです。

なお、数値については速報値であり、今後変動する場合があります。

## 健全化判断比率等の概要(市町村別一覧:別紙)

区分	法に規定する基準		左記の基準を超過する団体
	早期健全化	財政再生	
実質赤字比率	11.25% S 15.00%	20.00%	該当なし
連結実質赤字比率	16.25% S 20.00%	30.00%	該当なし
実質公債費比率	25.0%	35.0%	該当なし
将来負担比率	350.0%		該当なし
資金不足比率 (公営企業)	20.0%		該当なし

